

第3 通勤による災害の認定

通勤災害とは、通勤に起因する負傷、疾病、障害又は死亡のことです。その起因性については、一般的に公務災害の場合と同様に考えてよいとされています。

1 通勤による負傷

負傷については、通勤に内在する危険が存することを前提として、本人の故意・素因、天災地変、偶発的事故、積極的私的行為、恣意的行為及び私的怨恨によるものを除き、原則として通勤による負傷とされます。

2 通勤による疾病

通勤による負傷に起因して生じた疾病及び通勤に起因することが明らかな疾病が、これに該当します。

3 通勤による障害又は死亡

通勤による負傷又は疾病と相当因果関係をもって生じたことが明らかな障害又は死亡が、これに該当します。

第4 認定請求の手続

1 通勤災害の認定請求の手続については、公務災害の認定請求の手続とほぼ同じですが、特に留意すべき点は、次のとおりです（P. 70 の添付資料一覧参照）。

(1) 認定請求書の添付資料として、通常の公務災害の認定請求の場合の提出資料のほかに、

- ① 通常の通勤経路・所要時間・交通手段を示す通勤届の写し
- ② 通勤届以外に被災職員が使用していた通勤経路・所要時間・交通手段を示す資料
- ③ 通勤経路における道路の混雑状況等を示す資料

等の資料を添付する必要があります。

(2) 通勤途上の災害は、その性格上、事故に対する目撃者、同僚等の証言が重要となる場合が多いですが、これら現認者がいない場合は、警察署等の公的機関によって作成された書類によって事実関係の確認をする必要があります。

(3) 認定請求に際し、必要とされるものはおおむね上記のとおりですが、その災害が第三者の行為によって発生したものであるときは、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所が不明なときは、その旨）を記載した書類（第三者行為による災害届書等）も必要となります（業務規程第7条第3項）。

これは、その災害が通勤災害かどうかの認定資料として有益であるばかりでなく、その災害に関して第三者が被災職員に対して損害の賠償をした場合には、基金が行う補償と同一の事由による賠償であれば基金が免責される場合も予想され、また、基金が補償を先行した場合には、第三者に基金が求償しなければならないので、それらの手続を進めるためにも必要とされるものです。

2 その災害が自動車及び自転車事故の場合には、さらに次の資料を添付する必要があります。

① 第三者行為による災害届書（記載例はP. 99）

② 自動車安全運転センター都道府県事務所長の発行する交通事故証明書（人身事故用）

最寄りの警察署、交番又は駐在所で交付申請書がもらえます。

警察に報告しなかったために証明書が得られない場合には、これに代わるものとして相手方から人身事故証明書入手不能理由書等（記載例はP. 103）を徴して提出します。

③ 念書

損害賠償に関係した示談の締結そのものについては、本来は事故の当事者間の自由意思にゆだねられるべきものです。しかし、あらかじめ当事者間で損害賠償請求権を放棄するような示談の締結をすると、基金は求償ができなくなることがありますので、基金に補償を求める場合には、被災職員から念書（記載例はP. 106）を提出させることとなります。

あわせて、第三者からの念書（記載例はP. 107～108）も求償権の円滑な確保のために提出させるようにします。

ただし、被災職員の過失が相手方より多い等のため相手方が「念書」の提出を拒む場合には、これに代わるものとして被災職員が「念書入手不能理由書」（記載例はP. 104）を作成して提出します。

また、同僚間の事故でお互いに職務遂行中の事故については、地方公共団体に代わって補償を行う基金としても基本的には求償しないので、相手方の念書は不要です（この場合も被災職員の念書は提出することとなります。さらに自動車に関係する同僚加害事案の場合は、交通事故証明書のほか、車検証、自賠責保険証の写しを提出してください。）。

④ 示談成立のときは、示談書の写し

特に、交通事故の場合、損害賠償の示談については、基金が行う補償との間に求償・免責などの複雑な法律関係が生じます。安易な示談によって、被災職員等に不利な結果を招来すること等もないとはいえませんので、任命権者側においては基金東京都支部（年金求償担当）と相談の上、あらかじめ被災職員に対し適切な指導を行うことが特に望まれます。

第5 認定請求の取下げ

被災職員は、公務災害の場合と同様に、支部長が通勤災害該当・非該当の認定を行うまでの間であれば、いつでも認定請求を取り下げることができます。この場合の届出書について特に指定の様式はありませんが、A4用紙に請求者の氏名（押印）・所属団体名・所属部署名、請求傷病名、作成年月日等を記入したうえで、任命権者を經由して速やかに届け出てください（P. 55 参照）。

第6 認定及び結果の通知

認定の結果は、公務災害の場合と同様に、請求者及び任命権者に認定通知書によって通知することとされています（地公災法第45条第1項）。

なお、この認定に不服のある請求者は、認定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に支部審査会に審査請求をすることができます（地公災法第51条、行服法第18条第1項）。

認定請求書添付資料一覧（通勤災害）

資料 区分	診 断 書 （ 都 支 部 専 用 ）	現 事 実 認 証 書 又 明 は 書	災 害 発 生 状 況 図	見 取 書	症 状 経 過 書	既 往 病 歴 報 告 書	出 勤 簿 の 写 し	通 勤 届 の 写 し	通 勤 経 路 図 （ 注 1 ）	第 三 者 行 為 書	念 書 （ 被 災 職 員 ・ 第 三 者 ）	同 意 書	そ の 他
一般的な負傷 （自損等）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	
出・退勤時間 が通常と異なる 場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	理由を証明する資料（時間外勤務命令簿等）
交通事故	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(○)	(○)	○	(注2)
その他の事故	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(○)	(○)	○	事故(事実)証明書等
疾 病	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	各調査票・診療録等

※ ○は、必ず添付してください。(○)は必要なものを添付します。

※ なお、基金から医療機関等に対し、被災職員の傷病等について照会を行うことがありますので、本人（本人が死亡している場合は、その遺族）の「同意書」を提出してください（地方公務員災害補償基金東京都支部HP「請求様式集」に掲載）。

(注1) 通勤経路図には、自宅・勤務場所・災害発生場所（×印）の三地点を明記した縮尺地図に被災当日の順路（赤線で示す）及びそれぞれの時刻を記入してください。ただし、被災当日通勤届と異なる経路又は交通手段であった場合は、その理由（別紙）と通勤届の経路を青線で記入してください。

(注2) 第三者行為によって発生した交通事故の場合は、上記のほかに、自動車安全運転センターの交通事故証明書（人身事故用）あるいは（人身事故証明書入手不能理由書）又は事故（事実）証明書、念書等が必要となります。

災害発生状況見取図については、「第三者加害事案・交通事故用」を使用してください。これは、自転車による交通事故の場合も同様です。

また、自動車による同僚加害事案の場合は、車検証、自賠責保険証の写しも提出してください。

